

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農地調整法施行令中改正の件公布

皇國皇村確定計畫の一環を爲す自作農創設維持事業計畫の改訂擴充を目的とする農地調整法施行令中改正の件は、昭和十八年八月七日附官報を以て左の如く公布せられた。

因みに新計畫は本年度以降二十四箇年計畫（昭和四十二年まで）を以て既墾地百五十萬町歩、開發農地五十萬町歩、計二百萬町歩（本年度は四萬町歩）の自作農地を目標とするもので、本令改正の要旨も從來團體の力を助成の對象とせるに對し個人の自作地となすべき土地の取得若くは開發に必要な資金の貸付及び助成を爲すこととし、又適正規模の觀點より見て狭きに過ぐる從來の制限を改正する等、種々の點に於いて助成の積極化を意圖してゐることが注目せられる。

農地調整法施行令中改正ノ件

（昭和十八年八月六日勅令第六百六十二號）

農地調整法施行令中左ノ通改正ス

第二條 農地調整法第四條ノ自作農創設維持ノ事業ト

ハ同條ノ團體ガ命令ノ定ムル所ニ依リ行フ左ノ事業ヲ謂フ

一 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ノ取得ヲ斡旋スル

コト

二 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ノ取得若ハ開發ニ

必要ナル資金ヲ貸付ケ又ハ其ノ借受ノ斡旋ヲ爲ス

コト

三 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ノ開發ニ對シ助成

ヲ爲スコト

四 前三號ノ事業ニ依リ創設セラルル自作地ノ利用

ニ必要ナル施設ノ取得ノ斡旋ヲ爲スコト

五 前號ノ施設ノ建設若ハ取得ニ必要ナル資金ヲ貸

付ケ又ハ其ノ借受ノ斡旋ヲ爲スコト

六 第四號ノ施設ノ建設又ハ取得ニ對シ助成ヲ爲ス

コト

七 自作農ノ負擔スル債務ノ借替ニ必要ナル資金ヲ

貸付ケ又ハ其ノ借受ノ斡旋ヲ爲スコト

八 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ヲ讓渡シ、又ハ開

發シテ讓渡スコト

九 個人ノ自作地ト爲スベキ土地ヲ取得シ、取得シ

テ開發シ又ハ開發シテ取得シ之ヲ讓渡スコト

十 前二號ノ事業ニ依リ創設セラルル自作地ノ利用

ニ必要ナル施設ヲ建設シ、取得シ又ハ讓渡スコト

第三條 農地調整法第六條ノ自作農創設維持ノ事業ト

ハ前條ノ事業及同條第二號、第五號又ハ第七號乃至

第十號ノ事業ニ關シ必要ナル資金ヲ道府縣、產業組

合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀行又ハ北海道拓

殖銀行ガ命令ノ定ムル所ニ依リ貸付クル事業ヲ謂フ

附則

本令ハ昭和十八年八月十日ヨリ之ヲ施行ス

登録稅法施行規則第五條第四號中「又ハ農事實行組合

ヲ」農事實行組合、產業組合中央金庫、日本勸業銀

行、農工銀行又ハ北海道拓殖銀行」ニ改ム

〔參照〕

昭和十三年七月二十勅令第五百二十六號農地調整法

施行令抄錄

第二條 農地調整法第四條ノ自作農創設維持ノ事業

トハ同條ノ團體ガ命令ノ定ムル所ニ依リ行フ左ノ

事業ヲ謂フ

（左記略ス）

第三條 農地調整法第六條ノ自作農創設維持ノ事業

トハ道府縣、市町村、產業組合又ハ農事實行組合

ガ直接又ハ間接ニ政府ノ資金ノ融通又ハ補助若ハ

助成ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ行フ前條第一號

乃至第四號ノ事業及同法第四條第二項ノ規定ニ依

リ土地又ハ其ノ使用收益ノ權利ヲ取得シテ行フ前

條ノ事業ヲ謂フ

農地調整施設補助規則中改正の件公布

農地調整法施行令の改正に伴ふ農地調整施設補助規則中改正の件は、昭和十八年八月十日付官報を以て、左の如く公布せられた。

農地調整施設補助規則中改正ノ件

（昭和十八年八月十日勅令第六十號）

第二條 補助金ハ左ニ掲グル費用又ハ補助金ニ對シ道

府縣又ハ產業組合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀

行若ハ北海道拓殖銀行（以下金融機關ト稱ス）ニ之ヲ

交付ス

一 市町村農地委員會ノ費用ニ對シ市町村ニ交付ス

ル道府縣ノ補助金及道府縣農地委員會ニ要スル道

府縣ノ費用

二 農地ニ關スル事務ニ要スル道府縣ノ費用

三 道府縣若ハ金融機關ノ自作農創設維持資金又ハ

市町村、產業組合若ハ農事實行組合ノ自作農創設

維持資金ニ付道府縣ノ交付スル補助金

四 自作農創設維持ニ關スル道府縣ノ左ニ掲グル費

(一) 個人が自作地ト爲スベキ土地ヲ取得シ若ハ開發スル場合ニ於ケル左ノ費用又ハ之ニ對スル市町村、産業組合若ハ農事實行組合ノ補助金ニ對シ交付スル補助金

(イ) 土地ノ開發ニ要スル費用

(ロ) 土地ノ取得又ハ開發ニ伴ヒ其ノ自作地ノ利用ニ必要ナル施設ノ建設又ハ取得ニ要スル費用

(二) 市町村、産業組合若ハ農事實行組合ガ自作農創設ノ爲土地ヲ取得シ若ハ開發スル場合ニ於ケル前號(イ)若ハ(ロ)ノ費用又ハ之ニ對スル補助金ニ對シ交付スル補助金

(三) 道府縣ガ自作農創設ノ爲土地ヲ取得シ又ハ開發スル場合ニ於ケル(一)ノ(イ)又ハ(ロ)ノ費用

(四) 前各號ノ事業ヲ行フ場合ニ於ケル調査設計、指導監督其ノ他事業補助ノ爲ニ要スル道府縣ノ費用

五 開發農地ニ關スル道府縣ノ左ニ掲グル費用又ハ補助金

(一) 個人ノ開發農地入植ニ關スル左ノ費用又ハ之ニ對スル市町村、産業組合若ハ農事實行組合ノ補助金ニ對シ交付スル補助金

(イ) 入植準備ニ要スル費用

(ロ) 營農實習ニ要スル費用

(ハ) 農機具購入ニ要スル費用

(二) 市町村、産業組合又ハ農事實行組合ノ開發農地ニ關スル前號(イ)乃至(ハ)ノ費用ニ對シ交付スル補助金

(三) 道府縣ノ開發農地ニ關スル(一)ノ(イ)乃至

(ハ)ノ費用

前項第五號ノ補助金ハ農地開發營團其ノ他農林大臣ノ適當ト認ムル者ノ費用又ハ補助金ニ對シ之ヲ交付スルコトアルベシ

第三條 前條第三號若ハ第四號ノ補助金ノ交付ヲ受ケル道府縣若ハ金融機關又ハ同條第三號若ハ第四號ノ補助金ノ交付ヲ受ケテ支出スル道府縣ノ補助金ノ交付ヲ受ケル市町村、産業組合若ハ農事實行組合ハ農地調整法施行規則第六條乃至第八條ノ規定ニ依ルコトヲ要ス

第四條第一項、第五條第一項、第七條及第八條中「道府縣」ヲ「者」ニ改ム

第六條第一項中「第二條第一號乃至第四號」ヲ「第二條第一號乃至第三號及第五號」ニ、「道府縣」ヲ「者」ニ、同條第二項中「第二條第五號」ヲ「第二條第四號」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

農地開發事業令中改正の件公布

農地開發事業令中改正の件は、昭和十八年八月七日付官報を以て左の如く公布せられた。

農地開發事業令中改正ノ件

(昭和十八年八月六日勅令第六百六十一號)

農地開發事業令中左ノ通改正ス

第二十一條中「耕地整理法」ヲ「耕地整理法(第三條第二項但書ヲ除ク)」ニ改ム

第二十三條ノ二 農地開發法第四十四條第一號ノ農地開發事業ニ關シ耕地整理法及同法ニ基キテ發スル命令ヲ適用スルニ付テハ大正七年法律第四十三號ノ規

定ニ依ル地種變更免租年期ヲ有スル土地及同法第一

條第一項各號ニ掲グル土地ハ之ヲ耕地整理法第十五條第一項ニ掲グル免租年期ヲ有スル土地ト看做ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照)

昭和十六年九月十三日勅令第八百五十三號農地開發事業令抄錄

第二十一條 農地開發法第四十四條第一號ノ農地開發事業ニ關シテハ耕地整理法及同法ニ基キテ發スル命令ヲ適用ス但シ農地開發法及本令並ニ此等ニ基キテ發スル命令ニ於テ別段ノ規定アル事項ニ付テハ其ノ定ムル所ニ依ル
大正七年五月二十日法律第四十三號ハ地種變更免租年期ニ關スル件ナリ

臨時農地價格統制令中改正の件公布

臨時農地價格統制令中改正の件は、昭和十八年八月二十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

臨時農地價格統制令中改正ノ件

(昭和十八年八月二十四日勅令第六百八十號)

臨時農地價格統制令中左ノ通改正ス

第三條第一項但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 農地開發營團ガ農地開發事業令第七條第一項若ハ第十三條第一項(第十五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下同ジ)ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル價格以下ノ價格ヲ以テ同令第六條第一項若ハ第十三